

NEXTSHIFT HOCKEY SCHOOL 規約（2026年度）

第1条（名称）

本スクールは「NEXTSHIFT HOCKEY SCHOOL」（ネクストシフトホッケースクール）と称し、以下「本スクール」と記載します。

第2条（入会資格）

以下のすべての条件を満たす者を、本スクールの入会対象とします。

1. 保護者が本スクールの理念に賛同し、規約を理解・遵守できること
2. 参加者本人の健康状態が本スクールの活動に支障をきたさないこと
3. 本スクールが入会を適当と判断したこと

第3条（会費）

スクール会員は、本スクールが定める月会費またはレッスン費用を、指定された方法および期限内に支払う義務があります。

月会費は毎月所定の方法で支払うものとします。退会の申し出がない場合は、翌月も継続して参加するものとみなします。

なお、会費の金額については、本スクールの運営状況などを考慮し、必要に応じて変更される場合があります。

会費の支払い後は、欠席・遅刻・途中退会を理由とする返金はいりません。

第4条（入会金）

会員は、本スクールが定める入会金を所定の方法で支払わなければなりません。特別な理由がない限り、一旦納入した入会金は返還しません。

第5条（会費滞納）

会員が会費その他の費用について3ヶ月以上滞納した場合、本スクールはその会員を除名することができます。なお、除名以前の未払い会費・諸費用はすべて納入していただきます。

第6条（参加資格の停止・除名）

会員または保護者が以下のいずれかに該当した場合、本スクールはその者の参加資格を一時的に停止、または除名する判断を下すことがあります。

1. 本規約に違反した場合
2. スクールの運営または他の会員の活動を妨げる行為があった場合
3. 他の会員に著しい迷惑をかけた場合
4. 設備や備品等を故意もしくは重大な過失により損壊した場合
5. 入会時のメンバーサイトへの入力情報に虚偽があることが判明した場合

6. 伝染病等、他者に感染・伝染するおそれのある疾病に罹患した場合

7. その他、本スクールが会員として不適切と判断した場合

第7条（会場）

本スクールの活動拠点は、兵庫県内にあるスケートリンクやスポーツ施設等とします。なお、会場変更がある際は、事前に対象会員へ通知します。

第8条（移動中の事故等）

会場への移動中に発生した事故・怪我等に関しては、スクール会員およびその保護者の責任とし、本スクールは一切の責任を負いません。

第9条（施設利用中の自己責任・免責）

会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調しながら本スクールの活動・施設を利用するものとします。

本スクールは、会員が活動中に生じた盗難・怪我その他の事故について、本スクールの責めに帰すべき事由がない限り責任を負いません。会員同士のスクール内外でのトラブルについても同様とします。

第10条（個人情報の取扱い）

本スクールは、スクール運営に関連して取得した個人情報を厳重に管理し、第三者に提供または開示することはありません。

また、活動中に撮影された写真や映像は、本スクールの公式サイトやSNS（Facebook、Instagram、X、note、YouTube等）で掲載・公開される場合があります。会員はこれに同意し、肖像権・プライバシー権・パブリシティ権・著作者人格権等を主張せず、報酬等も請求しないものとします。

第11条（保険）

スクール会員は、各自でスポーツ傷害保険へ加入してください。活動中の事故・怪我については、応急処置や救急対応には可能な範囲で対応しますが、その後の責任は一切負いません。

第12条（休会）

会員は、各月の10日（10日が休業日の場合は翌営業日）までにメンバーサイトから所定の休会申請を行うことにより、翌月から休会することができます。10日を過ぎた場合は翌々月扱いとなります。

一回の届出による休会期間は1ヶ月から最長12ヶ月間までとします。休会期間の延長を希望する場合は、休会最終月の10日までに再度申請を行うことで延長が可能です。

休会中は、月額500円の休会プランにご加入いただけます。休会プランでは、TeamHubへの在籍を継続でき、各種レッスンの予約、およびスクールのビジター参加が可能です。ただし、振替チケットはご利用いただけません。

第13条（退会）

退会を希望する場合は、各月の10日までにメンバーサイトから退会申請を行ってください。電話・口頭等による退会申請は受け付けません。10日を過ぎた場合は翌月末扱いとなります。

退会された場合は、TeamHubからも脱退していただきます。

ただし、全治1ヶ月以上の怪我や疾病等が生じた場合には、スクール代表との相談の上、返金等について個別に対応します。

第14条（プラン変更）

会員は、各月の10日（10日が休業日の場合は翌営業日）までにメンバーサイトから所定の変更申請を行うことにより、翌月から会員プランを変更することができます。10日を過ぎた場合は翌々月扱いとなります。

第15条（振替対応）

本スクールの都合による休講が発生した場合は、原則として翌月以降に振替を行います。

会員側の都合で欠席された場合、別カテゴリーの練習に補習として参加いただけます。（例：小学3年生が欠席した場合、次週以降のU15/U18カテゴリーの練習に参加。）

ただし、以下の点にご注意ください：

1. 定員に達している場合はご参加いただけないことがあります。（両カテゴリー定員30名）
2. 参加いただく補習は、そのカテゴリー向けの練習内容となります。
3. 振替をご希望の場合は、事前にメンバーサイトにて出欠の入力を行い、振替チケットを取得の上、希望の振替日を選択してください。

第16条（設備等の損害）

会員が故意または重大な過失により、施設の設備やスクールの備品を破損・紛失した場合は、実費にて修繕費や補填を請求いたします（保護者も責任を負うものとします）。

第17条（情報・資料の管理）

本スクールから提供される映像・資料等は、無断で外部に共有、インターネット掲載、複製、転送することを固く禁じます。

第18条（健康管理）

スクール会員の健康管理は、すべて保護者の責任において行ってください。本スクールは、健康に関する責任を一切負いません。

第19条（細則）

規約に明記されていない運営事項や詳細な手続きについては、本スクールが必要に応じて別途定めるものとします。

第20条（規約の改定）

本規約および関連する細則は、本スクールの判断により改定されることがあります。改定が行われた場合は、改定時点よりその効力を有し、すべての会員に対して適用されます。変更がある際には、速やかに保護者へ通知します。

2025年6月3日 制定

2026年2月28日 改訂

2026年6月7日 改訂

2026年7月1日 施行